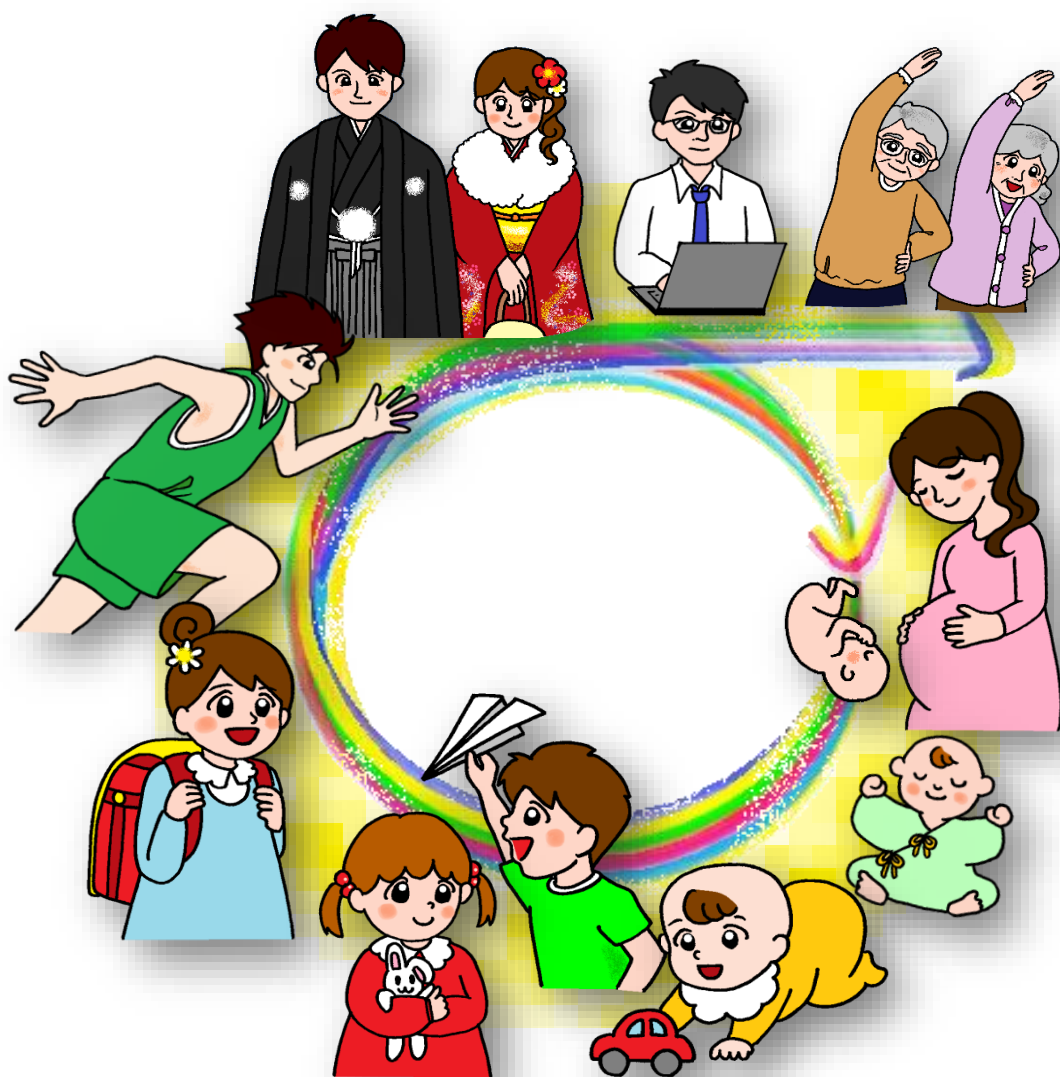


令和6年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

# 船橋市成育医療等に関する計画 「すこやか親子ふなばし（第2次）」 (案)



健康福祉局 健康部 地域保健課

## 計画策定の趣旨

船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和２年度～令和６年度）」の計画期間が終了することに伴い、成育医療等基本方針を踏まえて本計画を策定しました。

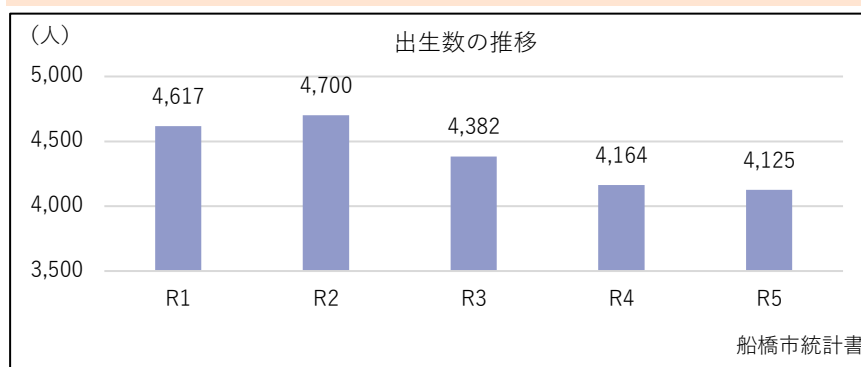
本計画は、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目指します。

計画期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間です。

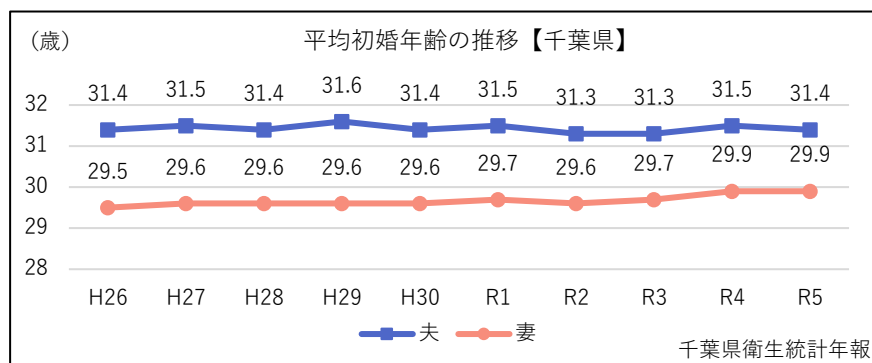
### 成育医療等基本方針

成育基本法に基づき、成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項等について、示しています。

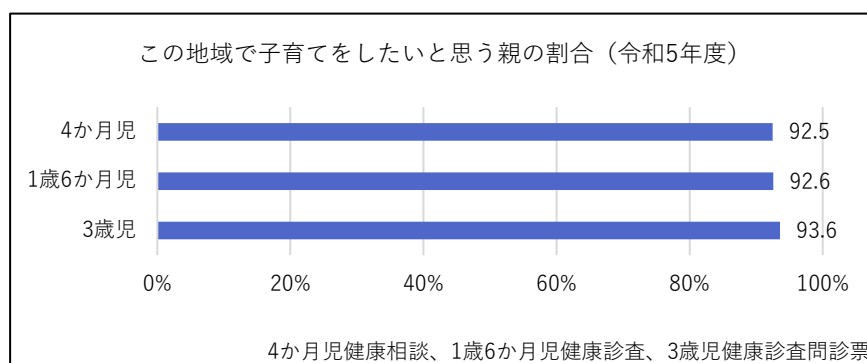
## 船橋市の母子保健に関する現状



本市の出生数は減少傾向にあり、令和５年は４,１２５人となっています。急速な少子化が進んでいます。



千葉県の平均初婚年齢は、男性は横ばいで推移していますが、女性はゆるやかに上昇しています。晩婚化が進んでいます。



この地域で子育てをしたいと思う親の割合は90%を超えています。切れ目ない支援の充実が重要です。

## 計画の基本理念

### すべてのこどもが健やかに育つまち船橋

母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次世代を担うこども達を健やかに育てるための基盤となります。また、こどもが健やかに成長するためには、安心して子育てができるまちづくりが重要です。

船橋市では、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継ぎ、「すべてのこどもが健やかに育つまち船橋」を計画の基本理念とし、5つの基本目標を設定しています。

## 5つの基本目標

### 基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策

妊産婦やその家族が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。

### 基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策

こどもの健やかな成長を育むため、医療・保健・福祉等と連携を図り、切れ目ない健診体制を整備します。

### 基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策

学童期及び思春期のこどもが自分を大切にし、将来に向けた健康管理を行えるよう支援する体制づくりを目指します。

### 基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策

ライフステージに応じた健康支援を行う体制づくりを目指します。

### 基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援

地域全体でこどもの健やかな成長を見守り育むための取り組みを推進します。

## 基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策

妊産婦やその家族が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。

### 現状と課題

急速な少子化の進展、妊産婦を取り巻く環境の変化などにより、妊産婦のメンタルヘルス、子育て中の父親・母親の孤立などが問題になっています。また、低出生体重児の割合は横ばいとなっており、減少に向けた取り組みが必要です。

すべての妊産婦・子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう、身近な場での一体的な切れ目ない相談支援を充実させ、支援体制を構築することが求められています。

### 目指す姿

妊産婦等が心身の健康管理により健やかに過ごすことができる。



### 指標と目標値

| 目 標                                               | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|---------------------------------------------------|------------------|-------------------|
| 【環境整備・取り組み（アウトプット）】                               |                  |                   |
| 妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している | 実施している           | 継続                |
| 産婦健康診査で支援が必要な方において、医療機関と情報共有する体制がある               | 実施している           | 継続                |
| 【健康水準・健康行動（アウトカム）】                                |                  |                   |
| 妊婦健康診査受診率                                         | 98.1%            | 99%               |
| 産後 1 か月時点での産後うつハイリスク者の割合                          | 7.6%             | 減少                |
| 産後ケア事業の利用率                                        | 6.3%             | 増加                |

### 目標に向けた取り組み

| 主な取り組み                      | 事 業                  |
|-----------------------------|----------------------|
| 医療機関（産婦人科・精神科）との連携の充実を図ります。 | ・ 妊婦健康診査<br>・ 産婦健康診査 |
| 産後ケア事業等を通じて産後の負担の軽減を図ります。   | ・ 産後ケア事業             |

## 基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策

こどもの健やかな成長を育むため、医療・保健・福祉等と連携を図り、切れ目ない健診体制を整備します。

### 現状と課題

すべてのこどもが健やかに育つために、切れ目ない健診体制を整備し、こどもの成長発達や望ましい生活習慣について親が学ぶための支援を行うとともに、医療・保健・福祉等と連携を図り支援体制を整備することが必要です。

### 目指す姿

こどもが健診を受診することで、健やかに成長することができる。

### 指標と目標値

| 目 標                     | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|-------------------------|------------------|-------------------|
| 【環境整備・取り組み（アウトプット）】     |                  |                   |
| 乳幼児期における切れ目ない健診の実施体制がある | 体制がある            | 体制の充実             |
| 乳幼児健康診査後のフォロー体制がある      | 体制がある            | 継続                |
| 【健康水準・健康行動（アウトカム）】      |                  |                   |
| 乳児健康相談、幼児健康診査の受診率       | 4 か月児：85.8%      | 4 か月児：95%         |
|                         | 1 歳 6 か月児：92.7%  | 1 歳 6 か月児：97%     |
|                         | 3 歳児：89.3%       | 3 歳児：95%          |
| 乳児健康診査の受診率              | 3～6 か月児：95.1%    | 3～6 か月児：97%       |
|                         | 9～11 か月児：85%     | 9～11 か月児：90%      |

### 目標に向けた取り組み

| 主な取り組み                                         | 事 業                                                                                                                            |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 か月児健康診査、5 歳児健康診査（実施検討中）を含め、乳幼児健康診査の体制を整備します。 | ・ 4 か月児健康相談<br>・ 乳児健康診査<br>(3～6 か月児、9～11 か月児)<br>・ 1 歳 6 か月児健康診査<br>・ 1 歳 6 か月児健康診査事後フォロー教室<br>・ 2 歳 6 か月児歯科健康診査<br>・ 3 歳児健康診査 |
| 乳幼児健康診査後のフォローを行います。                            |                                                                                                                                |
| 幼児健康診査を受けていないこどもとその家庭の状況把握に努め、必要な支援を行います。      |                                                                                                                                |

## 基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策

学童期及び思春期のこどもが自分を大切に、将来に向けた健康管理を行えるよう支援する体制づくりを目指します。

### 現状と課題

学童期・思春期の時期に健康に関する正しい知識を身につけること、自身の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩となります。健康教育やプレコンセプションケアの推進が重要です。

### 目指す姿

児童・生徒が自分自身の健康について考え、必要な健康行動がとれる。

### 指標と目標値

| 目 標                         | 現状値<br>(令和 5 年度)          | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|-----------------------------|---------------------------|-------------------|
| 【健康水準・健康行動（アウトカム）】          |                           |                   |
| 児童・生徒における痩身傾向児の割合           | 16 歳（高校 2 年生）<br>女子：1.7%  | 減少                |
| 児童・生徒における肥満傾向児の割合           | 10 歳（小学 5 年生）<br>男子：12.5% | 減少                |
| 市が学童期・思春期を対象とした健康教育を実施した学校数 | 2 校                       | 増加                |
| フッ化物洗口事業を実施している小学校のクラスの割合   | 89.7%                     | 100%              |

### 目標に向けた取り組み

| 主な取り組み                                      | 事 業                                       |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 学童期・思春期から健康管理を行えるよう、健康教育やプレコンセプションケアを推進します。 | ・健康教育（中学校での思春期教育）<br>・母子健康相談<br>・フッ化物洗口事業 |
| 学校と連携し、こどもが健康について学ぶ機会の提供に取り組めます。            |                                           |
| 学校と連携し、フッ化物洗口事業を推進します。                      |                                           |



## 基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策

ライフステージに応じた健康支援を行う体制づくりを目指します。

### 現状と課題

ライフステージによって健康課題は異なります。そのため、各ライフステージに応じた健康管理ができるよう、取り組みを推進していく必要があります。

また、健康課題に応じた取り組みの他にも、男女を問わず性や妊娠に関する相談ができる場や妊娠前からの健康管理について情報提供を行っていくとともに、女性の悩みや疾病に関する正しい知識の普及および啓発についても取り組みを行うことが必要です。

### 目指す姿

健康に関する正しい知識を得て、健康管理を行うことができる。

### 指標と目標値

| 目 標                  | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|----------------------|------------------|-------------------|
| 【環境整備・取り組み（アウトプット）】  |                  |                   |
| 不妊症・不育症の相談を実施する体制がある | 体制がある            | 継続                |
| 女性のための健康講座を実施する体制がある | 体制がある            | 継続                |
| 成人歯科健康診査を実施する体制がある   | 体制がある            | 継続                |

### 目標に向けた取り組み

| 主な取り組み                            | 事 業                                             |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------|
| 不妊症・不育症に悩む方の相談支援を継続します。           | ・ 不妊・不育専門相談<br>・ 健康講座（女性のための健康講座）<br>・ 成人歯科健康診査 |
| 女性のライフステージの変化に応じた相談支援、知識の普及を行います。 |                                                 |
| 成人歯科健康診査の実施を継続します。                |                                                 |



## 基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援

地域全体でこどもの健やかな成長を見守り育むための取り組みを推進します。

### 現状と課題

成育過程にある者等を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、働きながら子育てをする母親も増えています。また、出産や育児に積極的に関わる父親が増加する一方、父親の産後うつが課題となっています。

地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支えるための取り組みの推進が必要です。

### 目指す姿

子育てで悩んだときに相談ができ、ゆとりをもって子育てをすることができる。



### 指標と目標値

| 目 標                       | 現状値<br>(令和 5 年度) | 目標値<br>(令和 11 年度) |
|---------------------------|------------------|-------------------|
| 【環境整備・取り組み（アウトプット）】       |                  |                   |
| 乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある | 体制がある            | 継続                |
| 【健康水準・健康行動（アウトカム）】        |                  |                   |
| 育てにくさを感じた時に対処できる親の割合      | 4 か月児：76.3%      | 4 か月児：90%         |
|                           | 1 歳 6 か月児：80.3%  | 1 歳 6 か月児：90%     |
|                           | 3 歳児：74.0%       | 3 歳児：90%          |
| この地域で子育てをしたいと思う親の割合       | 4 か月児：92.5%      | 4 か月児：98%         |
|                           | 1 歳 6 か月児：92.6%  | 1 歳 6 か月児：98%     |
|                           | 3 歳児：93.6%       | 3 歳児：98%          |

### 目標に向けた取り組み

| 主な取り組み                           | 事 業                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 育てにくさを感じる保護者への支援の充実を図ります。        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 4 か月児健康相談</li><li>・ 1 歳 6 か月児健康診査</li><li>・ 3 歳児健康診査</li><li>・ 家庭訪問（個別支援）</li><li>・ 子育て相談</li><li>・ 他市・他機関との連携</li></ul> |
| 保健センター等、子育てに関して相談できる場の情報提供を行います。 |                                                                                                                                                                  |
| 医療機関や関係機関と連携して支援を行います。           |                                                                                                                                                                  |



## 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、船橋市母子保健連絡協議会において、達成状況等の進捗管理を行います。

計画の周知にあたっては、「広報ふなばし」や市ホームページへの掲載、市の事業を活用してのPRなど、計画の普及活動を積極的行います。

母子保健事業の運営、地域の方々や関係団体との意見交換・連携等により計画を推進し、当事者である親子とその親子を支える地域住民が一体となって、「すべてのこどもが健やかに育つまち船橋」を目指します。

## 計画の評価

毎年1回進捗状況を船橋市母子保健連絡協議会で確認し、令和11年度に最終評価を行います。



船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第２次）」

船橋市健康福祉局健康部地域保健課

〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55 電話：047-409-3274